

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略)</p>	
<p>(定義)</p> <p><b>第1条</b> 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 「信用事由」とは、以下に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 約款第3条第2号及び第4号については、約款第4条第12号 <u>から第14号まで</u>に掲げる事由をいう。</p> <p>四～二十一 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第1条</b> 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 「信用事由」とは、以下に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 約款第3条第2号及び第4号については、約款第4条第12号 <u>又は第14号</u>に掲げる事由をいう。</p> <p>四～二十一 (略)</p>	
<p>(決済期限等確定前のおてん補事由発生における損失額)</p> <p><b>第46条</b> 決済金額及び決済期限が確定する前に約款第4条第1号から第9号まで、第12号 <u>から第14号まで</u>の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合における約款第3条第2号又は第4号のおてん補危険に係る損失の発生については、保険契約の締結時に予定した決済金額及び決済期限に基づき確定する。ただし、約款第28条第2項の規定により日本貿易保険の確認があったときは、この限りでない。</p>	<p>(決済期限等確定前のおてん補事由発生における損失額)</p> <p><b>第46条</b> 決済金額及び決済期限が確定する前に約款第4条第1号から第9号まで、第12号 <u>又は第14号</u>の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合における約款第3条第2号又は第4号のおてん補危険に係る損失の発生については、保険契約の締結時に予定した決済金額及び決済期限に基づき確定する。ただし、約款第28条第2項の規定により日本貿易保険の確認があったときは、この限りでない。</p>	

<p>(事故発生日及び事故確定日)</p> <p><b>第49条</b> 約款第3条第1号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款第4条第1号から第9号まで又は第12号若しくは第13号のいずれかに該当する事由による場合は、輸出契約等で定める決済期限を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(事故発生日及び事故確定日)</p> <p><b>第49条</b> 約款第3条第1号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款第4条第1号から第9号まで又は第12号のいずれかに該当する事由による場合は、輸出契約等で定める決済期限を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 (略)</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		
<p><b>別表第2</b> (第60条関係)</p> <p>約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由(以下「信用事由」という。)による約款第3条第2号又は第4号のてん補危険(以下「代金回収不能」という。)に係る支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、特約期間中に対象契約の相手方の格付が変更となった場合の支払限度額の設定の取扱い及びてん補範囲等についても下表のとおりとする。</p> <p>表 (略)</p>	<p><b>別表第2</b> (第60条関係)</p> <p>約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由(以下「信用事由」という。)による約款第3条第2号又は第4号のてん補危険(以下「代金回収不能」という。)に係る支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、特約期間中に対象契約の相手方の格付が変更となった場合の支払限度額の設定の取扱い及びてん補範囲等についても下表のとおりとする。</p> <p>表 (略)</p>	